

各事業分野の分科会答申の概要

○道路整備事業関係	6-1
○空港整備事業関係	6-9
○港湾整備事業関係	6-11
○都市公園等関係	6-13
○下水道整備事業関係	6-15
○治水事業関係	6-17
○急傾斜地崩壊対策事業関係	6-19
○海岸事業関係	6-20

道路分科会中間答申等について

I 道路分科会中間答申について

8月2日、社会資本整備審議会第2回道路分科会（会長：塙義一日産自動車株式会社会長）が開催され、国土交通大臣に「今、転換のとき～よりよい暮らし・経済・環境のために～」が中間答申され、今後の道路行政改革の基本的方向が示された。

本中間答申は、道路分科会基本政策部会（部会長：中村英夫武蔵工業大学教授）において、3月5日以降、月2回のペースで検討が進められ、計10回の審議を経てとりまとめられた中間報告をベースにしており、道路分科会において審議・了承されたものである。

中間答申において示された今後の道路行政改革の基本的方向のポイントは以下の通り。

【行政システムの改革】

1. 評価システムによる峻別

- ①峻別のための評価システムの導入
- ②事業評価の充実
- ③施策評価の充実

2. 集中的重点投資の実施

- ①集中投資期間の設定
- ②重点整備事業の峻別
- ③道路特定財源の活用

3. 有料道路制度の見直し等

- ①有料道路制度の限定的運用
- ②多様で弾力的な料金施策の導入
- ③有利子負債の早期処理

4. 既存ストックの有効活用

- ①多様で弾力的な料金施策の導入（再掲）
- ②道路の使い方の見直し
- ③路上工事の徹底合理化

5. コスト縮減・技術開発

- ①地域に応じた柔軟な道路構造（ローカルルールへの適用）
- ②整備効果早期発現のための時間管理手法の導入

6. ユーザーの視点に立った開かれた行政運営

- ①「道路パフォーマンスマネジメント」の導入
- ②市民参画型道路計画プロセス（PI）の導入

【3つの政策目標の実現】

1. 安全で安心できる質の高い暮らしの実現

- ①安全な生活環境の確保
- ②歩行者・自転車を重視し、生活環境の改善に資する道路整備の推進
- ③災害や救急医療等緊急時への備え
- ④密集市街地の解消に資する都市計画道路の整備の推進
- ⑤沿道空間との協働によるまちの賑わいの創出や美しいまちなみの形成
- ⑥更新時代への対応

2. 都市の再生と地域の連携による経済活力の回復

- ①道路の機能分化と既存道路の有効活用による渋滞の解消
- ②民間の建築活動の誘発など都市再生に資する道路の重点整備と都市計画道路の見直し
- ③都市部における総合的な交通システムの構築
- ④連携を重視した地域ブロック圏・地域生活圏形成の支援
- ⑤地域のモビリティの向上
- ⑥物流の効率化・情報化への対応

3. 環境の保全・創造

- ①地球温暖化の防止
- ②沿道環境の改善
- ③自然環境の保全・創造

Ⅱ 平成15年度予算における主な改革の取組

1. 選択と集中、無駄なくスピーディにサービス提供

(1) アウトカム指標を導入した事業執行

道路行政における施策・事業を峻別し、より効果的かつ効率的な行政運営を進めるため、アウトカム指標により政策目標を設定し、これに基づく事業執行プロセスに転換する。また、毎年度、業績の分析と評価を行い、その結果を公表するとともに、予算編成等に反映する。

(2) 事業評価の充実

新規採択時評価、再評価、事後評価のそれぞれを厳格に実施し、着手時から事業完了後までの一貫した評価システムを完成させる。また、これら全ての評価の結果については、インターネット等を通じて広く一般に公開する。

(3) ローカルルールの導入等

地域になじむ道づくりを進めつつ、効率的な道路整備により無駄なくスピーディに質の高い道路サービスを提供するため、地域特性に応じた柔軟な道路構造（高規格幹線道路の線形等の緩和と追越区間付き2車線構造や中山間地域での1.5車線の道路等）を採用する。

(4) 社会実験の推進

新たな施策の展開や円滑な事業執行のため、社会的に大きな影響を与える可能性のある施策の導入に先立ち、市民等の参加の下、場所や期間を限定して施策を試行・評価する社会実験を積極的に実施する。

2. 既存ストックの有効活用

(1) 多様で弾力的な料金施策

利用者の様々なニーズに対応し、料金割引による一般道路から交通の転換等を促進することにより有料道路の有効利用を図るとともに、沿道環境改善や渋滞緩和、交通安全対策などを推進するため、多様で弾力的な料金設定に向けて、ETC限定の長距離割引や夜間割引、地方からの提案による割引の実施等の料金に係る社会実験に関する施策を創設する。

(2) ETC普及促進

料金所のノンストップ・キャッシュレス化により利用者の利便性

を向上し、あわせて料金所渋滞の緩和や環境改善を図るため、道路行政と自動車交通行政の連携も図りつつ、ETC路側機器の整備、車載器リース制度の創設、ETC専用運用に係る社会実験の実施等の総合的なETC普及促進策を展開する。

(3) 違法路上駐車排除の徹底

安全で円滑な道路交通を確保するため、三大都市圏等において違法駐車が特に激しい幹線道路をモデル路線として選定し、荷捌き停車帯の整備やカラー舗装による駐停車禁止区域の明示、公安委員会等による取締りや啓発活動の強化等を総合的・集中的に実施する。

(4) 路上工事の縮減

路上工事に伴う交通規制時間の縮減を図るため、路上工事実施日時の管理の徹底や掘削規制区間の拡大、面的集中工事と掘削規制の一体的実施、共同溝の整備を推進する。また、新聞等の各種媒体を通じた路上工事情報提供を充実する。

3. 事業の透明性・アカウンタビリティの向上

(1) 市民参加型道路計画プロセス

計画決定手続の透明性、客観性、公正さを確保するため、構想段階において、第三者等の関与による市民等との双方向コミュニケーションを行う市民参画型道路計画プロセスを導入する。

(2) 道路パフォーマンスマネジメントの導入

「公」と「私」のパートナーシップによって地域ニーズに即した道路管理を展開するため、地域と一体となって、道路管理におけるサービス目標等を設定する管理計画の策定や実施・結果の評価を行う市民参画型の道路管理手法を導入する。

(3) 広報活動の充実、IRサイト

国民への道路行政運営のアカウンタビリティを徹底するため、道路行政に係る広報活動を充実させるとともに、道路局ホームページとは別に開設している道路行政評価サイト（道路IRサイト）について、業績の公表など、内容の一層の拡充を図る。

4. 既存制度の見直し

(1) 道路特定財源を活用した道路関連施策の推進

納税者の理解が得られる範囲で道路特定財源の用途の多様化を図ることとし、本四公団の債務処理（国費2,245億円を国債費に計上）、

地方への税源移譲（930億円）のほか、特に環境分野や都市交通分野への活用として、

- ・地下鉄インフラ整備
- ・住宅市街地整備関連
- ・港湾関連
- ・既存の道路関係社会資本の増額
- ・ディーゼル微粒子除去装置（DPF・酸化触媒）の導入支援
- ・ETC車載器リース制度の創設

への用途の拡大を図ることにより、総額で約3,500億円を新たな分野に活用する。さらに、既存の道路予算においても、低公害車の開発普及、燃料電池自動車実用化の促進などに道路特定財源の活用を図る。

（2）直轄事業による新たな高速道路整備方式の導入

道路関係4公団の民営化に関連し、新会社による高速道路整備の補完措置として、必要な高速道路建設のため、国と地方の負担（国：地方＝3：1）による新たな直轄事業を導入する。

（3）補助事業の見直し

市町村道への補助は、ネットワーク関連や市町村合併など特別な観点で行うものに限定した上で補助採択基準を都道府県並みに引き上げる。

（4）地方道路財源の充実

高速道路整備の新直轄方式の導入、市町村道への補助削減に対し、新たに必要となる地方負担などを考慮して、自動車重量税の譲与割合を3分の1（現行4分の1）に引き上げ、国から地方へ税源移譲を行う。これにより、移譲前に比べ地方財源は930億円増となる。さらに、地方道路譲与税の都道府県・市町村間の配分割合を見直すことにより、都道府県・市町村の財源は概ねこの半分ずつの増加となる。

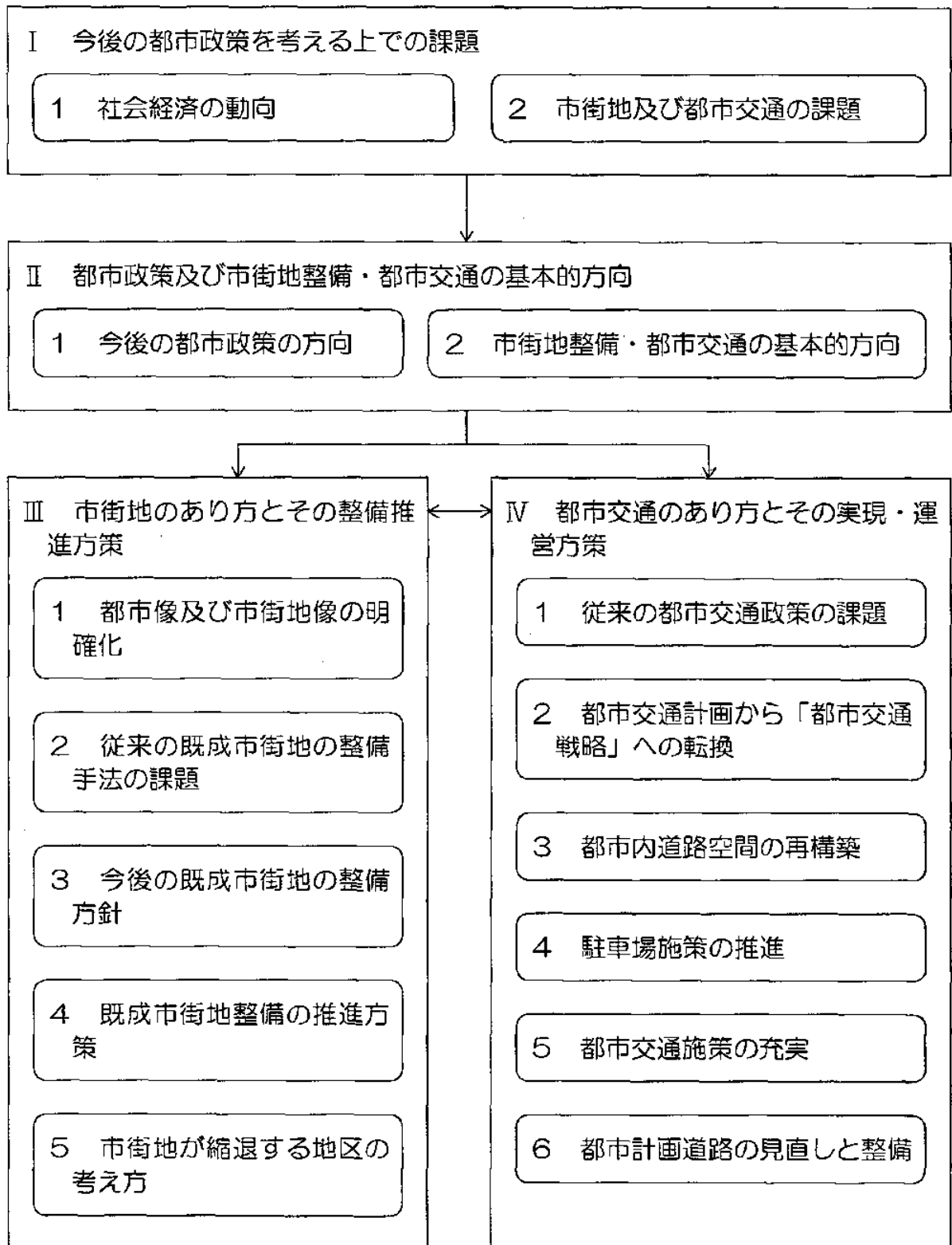
（5）本州四国連絡橋公団の債務処理等

本州四国連絡橋公団については、有利子債務を50年間で確実に償還するため、有利子債務の一部（約1.34兆円）を一般会計に継承し自動車重量税により早期に処理する。また、現行の出資を平成34年度まで10年間延長する。

なお、基本料金からの料金引き下げについては、地方の追加出資（10年間延長）による経営改善効果等の範囲内で行う。

良好な市街地及び便利で快適な都市交通をいかに実現・運営すべきか
(都市交通・市街地整備小委員会とりまとめ)

■ とりまとめの構成



■ とりまとめの概要

I 今後の都市政策を考える上での課題

1 社会経済の動向

- ・地球温暖化対策は今後の都市或いは都市交通の課題のうち最も重要な事項の一つ
- ・人口減少に対応して、都市政策・都市経営のあり方も見直すことが必要
- ・少子高齢化に対応した交通基盤や居住環境整備が急務

2 市街地及び都市交通の課題

- ・継続的な都市化の進展によって、我が国の都市は低密度の市街地が薄く広がる拡散型都市構造となっており、都市問題・都市交通問題の大きな要因
- ・木造密集市街地の解消の遅れや都市犯罪の増加傾向等、都市の安全性が低下
- ・道路交通混雑、環境問題、交通事故といった都市交通問題は、いまだに課題

II 都市政策及び市街地整備・都市交通の基本的方向

1 今後の都市政策の方向

- ・地球温暖化問題などに対応するとともに、社会的・文化的な意味も含めた持続可能な都市づくりが必要
- ・人口減少を人々が豊かに生き活きと暮らせる都市環境が実現できる好機と捉え、都市政策の転換が必要
- ・新たな社会資本整備投資額の減少に対応して、投資の重点化・効率化が必要

2 市街地整備・都市交通の基本的方向

- ・目指すべき都市像、市街地像は、都市毎に市民合意のもとに共有されるもの
- ・コンパクトな市街地を目標として、今後の市街地整備・都市交通のあり方を提案
- ・拡散型都市構造をコンパクトで多様な機能を有する市街地に改編し、都市生活者の視点から生活空間を誰もが住みやすく造り替えることが必要
- ・市街地整備・都市交通施策の重点を新市街地から既成市街地に移すことが必要
- ・実際に移動する人のアクセシビリティの優先し、環境負荷の小さい都市交通が実現するよう、都市交通政策を転換

III 市街地のあり方とその整備推進方策

1 都市像及び市街地像の明確化

- ・目標とする都市像や市街地像を明らかにした上で、市街地整備や都市交通政策を重点実施すべき
- ・都市像や市街地像は、都市や地域が自らの判断と責任において決定すべきもので、住民と行政の共有の目標となるような手続きをもって定められるもの

2 従来の既成市街地の整備手法の課題

- ・既成市街地において土地利用密度を高めることや細分化された敷地等を統合するために広範な事業展開を可能とする新たな市街地整備手法が必要

3 今後の既成市街地の整備方針

- ・優先度の高い都市整備上の課題に対応する事業を除いて、行政は民間施行に対する支援条件を提示することによって、民間による事業の立ち上げを促進
- ・民間が施行可能な事業領域を拡大し、民間のノウハウ、資金力、機動性を最大限活用

4 既成市街地整備の推進方策

- ・民間施行の市街地整備事業の推進のため、行政は資金助成と規制緩和を総合的に実施
- ・都心地区や拠点駅周辺地区の開発潜在能力高い地区及び木造密集市街地などの開発潜在能力の相対的に低い地区に応じた新たな市街地整備手法の提案

5 市街地が縮退する地区の考え方

- ・都市人口が減少する場合、特定の地区に人口減少が集中的に発生し、密度が極端に低くなり、これまでのような市街地として機能しなくなる地区（市街地が縮退する地区）となることを想定
- ・自然回帰・人間回帰の場となるよう、その方法を今後、検討することが必要
- ・高齢化対策や防犯・防災対策などソフト施策が重要で、地区レベルの判断と対応が基本

IV 都市交通のあり方とその実現・運営方策

1 従来の都市交通施策の課題

- ・これまでの都市交通施設整備においては、個別の事業が進展し計画が具体化するに従って、計画段階で期待された総合性が損なわれる傾向
- ・土地利用計画との連携、都市交通施設の管理や使い方、公共交通機関の運営などの面の総合性が弱い
- ・都市交通政策全体に関する責任と負担が曖昧となっていることの是正が必要

2 都市交通計画から「都市交通戦略」への転換

- ・政策目標を明示し、これを実現するための複数の施策とその展開（事業プログラム）を定め、これに基づいて事業実施等を行うダイナミックで自律的な政策システム（都市交通戦略）が必要
- ・政策評価、住民参加を含めた透明度の高い手続きの導入と責任ある組織体制の充実が必要

3 都市内道路空間の再構築

- ・都市内道路を自動車交通を円滑に流すための道路（トラフィック機能重視道路）と沿道の建物等への出入り等の機能を重視する道路（アクセス機能重視道路）に区分して、効果的に計画、整備、管理
- ・トラフィック機能重視道路については、路上の駐停車排除を徹底
- ・アクセス機能重視道路については、歩行者や自転車のための空間や賑わいや楽しみの空間として整備

4 駐車場施策の推進

- ・駐車場政策を民間による量の供給から道路網計画に合わせた配置等の合理化に展開

5 都市交通施策の充実

- ・都市交通手段として自転車を再評価し、走行空間整備、駐輪場整備及びソフト施策を都市交通戦略の中で実施
- ・都市内道路整備の一環として公共交通の導入空間を整備
- ・道路交通処理上のボトルネックとなっている踏切対策の充実・多様化
- ・交通結節点における駅前広場整備などの多様化と歩行者ネットワークの整備

6 都市計画道路の見直しと整備

- ・都市計画道路の見直し
- ・都市計画道路の整備プログラムの策定と事業の短期化
- ・整備促進のための様々な工夫が必要

交通政策審議会航空分科会答申のポイント

- ・従来の航空行政の検証を踏まえつつ、今後の空港整備の基本的方針について検討。
- ・約8ヶ月間にわたり、空港整備部会15回、航空保安システム整備部会6回を開催し、精力的に審議。
- ・これまでの審議を集約し、以下のとおり答申。

今後の空港整備の方針

- ①大都市圏拠点空港への投資をより一層増大。
 - ②一般空港整備、環境対策、航空路整備、空港維持運営費等について、事業費の更なる徹底した見直し。
- 投資の重点化をより一層明確化した空港整備

大都市圏拠点空港

<首都圏>

○羽田空港

- ・羽田空港の再拡張は国内空港整備で最も重要かつ喫緊の課題。財源について見通しをつけた上で、羽田空港再拡張のできる限りの早期着工・早期完成を図り、国際定期便の就航を図る。

○成田空港

- ・本来の平行滑走路(2,500m)等の早期整備及び空港アクセス利便の向上。
- ・地元協議を行い空港容量を22万回に増加。さらに地元と十分な対話を重ねつつ、空港容量のより一層の増加や滑走路等の施設拡充について検討。

<関西圏>

○関西国際空港

- ・早期の平行滑走路供用を目標として予定どおり工事を着実に推進。
- ・今後、需要動向、会社の経営状況等について十分見極めつつ整備。

○伊丹空港

- ・利便性を生かしつつ、航空機騒音の影響の軽減に務めるとともに、関西国際空港との適切な機能分担の在り方等について検討。
- ・環境対策費の負担の適正化。

<中部圏>

○中部国際空港

- ・今後とも増大する中部圏の航空需要に適切に対応する観点から、予定どおり整備を推進。

国際拠点空港の民営化

- ゲートウェイたる国際拠点空港の整備、災害復旧への対応等については、国が適切に対応。
- 国際拠点空港は、それぞれ単独で民営化。
 - ・新東京国際空港公団：完全民営化に向けて、16年度に一体として特殊会社化。
平行滑走路等の早期整備、環境対策・共生策を確実に実施。
 - ・関西国際空港株式会社：現在の経営形態を維持しつつ、将来の完全民営化に向けて、経営改善につながる条件整備を行う。
 - ・中部国際空港株式会社：供用開始後、経営状況を見つつ、完全民営化に向けて検討。

一般空港

- ①一般空港の整備は、事業実施中の空港を加えると、配置的側面からの整備は概成。
- ②従来の量的拡大から、ハード・ソフトの組み合わせや既存空港の十分な活用を中心とする質的充実に重点を移行。
- ③今後の地方空港の新設は離島を除き抑制。
- ④運輸省資料としての一般空港の個別新規事業の選定・公表を取りやめ。
- ⑤一般空港の滑走路延長事業等の新規採択については、代替手段を含む必要性の十分な検証、費用対効果分析の徹底等を行い、真に必要なかつ有用なものに限って事業化。透明性向上の観点から、構想・計画段階におけるパブリック・インボルブメント等の手続き等、新たな合意形成手続きを明示。

航空保安システムの整備

- ①ニアミス事故再発防止等の航空の安全確保。テロ対策を含む危機管理に適切に対応。
- ②次世代航空保安システムの構築に向け、運輸多目的衛星（MTSAT）、航空交通管理センター等の整備を着実に推進。航空保安業務を更に効率的・効果的に実施するためのシステムや手法を適時・適切に整備・導入。
- ③空域・航空路の再編、航空交通情報の提供等により運航効率の向上を推進。また、羽田空港の再拡張等に対応するため、米軍・自衛隊の訓練／試験空域等との調整等を図り、所要の空域を確保。
- ④小型航空機について、アドバイザリー業務・情報提供の拡充の検討等による安全の確保及び飛行計画の通報に係る規制緩和等による利便性・効率性の改善を図るとともに、航行援助施設利用料を適正化。

財源の確保

- ①空港、特に大都市圏拠点空港は、我が国が世界の国々や諸都市と競争するためのライフライン。一般財源の大幅な重点的配分を行うべき。
- ②着陸料軽減措置の取扱いは、規制緩和後の地方路線の維持・拡充のための当該措置継続の必要性及び今後の大都市圏の空港整備の財源として着陸料が重要な地位を占めていくこと等を勘案して、適切に対応。
- ③国が全額を負担して整備している空港について、国と地方の負担割合の見直しについて検討。特に羽田空港の再拡張事業について、地方負担を導入する方向で検討。空港の高質化、活性化に資する施設の整備についても、国と地方の負担割合の見直しについて検討。
- ④羽田空港等跡地の売却収入。
- ⑤国際拠点空港の民営化による株式売却収入。

空港整備に係る長期計画

- 中長期的な見通しに立った計画的な空港整備を行うことが必要。国土交通省の長期計画の見直しの基本的方向を踏まえつつ検討。

交通政策審議会答申のポイント

国土交通省統一方針に基づく 港湾行政改革の実施

- アウトカムの重視
- 既存ストックの有効利用
- ソフト中心とした港湾運営の
効率性向上
- ライフサイクルコストを踏まえた
総合的コスト縮減
- 民間の資本と知恵の活用
- 住民参加型行政
- 効果的連携の推進
- 重点投資
- 事業の透明性・効率性等の向上
- パートナーシップの充実

「選択と集中」により競争に勝つ国際コンテナ物流を実現

スーパー中枢港湾を育成し、アジアの主要港湾を凌ぐ港湾サービスを実現

「より安く、より速く、より安全で信頼性のある」物流ネットワークの実現

経済活性化と個性ある地域の実現のため臨海部を有効活用

産業競争力の強化・産業再生を支援
個性豊かなみなとまちづくり

港湾に求められる様々なニーズへの対応

循環型社会の構築や自然の再生
国が主導的・中核的な役割を果たす防災拠点の計画的整備
港湾のテロ対策など

「経済社会の変化に対応し、国際競争力の強化、産業の再生、循環型社会の構築などを通じてより良い暮らしを実現する港湾政策のあり方」(H14.11.29 交通政策審議会答申)の内容

○港湾政策の展開

1. 国際競争力の強化と国民生活の質の向上に資する海上物流サービス

(1) 国際海上コンテナ輸送の進展に対応した物流ネットワークの形成

- ①物流ネットワークの充実
(より安いサービスの提供)
(より速いサービスの提供)
(より安全で信頼性の高いサービスの提供)
- ②スーパー中枢港湾(国際海上コンテナ輸送における構造改革モデル港湾)の育成

(2) 産業競争力を強化する多目的国際ターミナルの拠点的重配

(3) 複合一貫輸送等に対応した国内海上輸送ネットワークの形成

(4) 安定した海上輸送サービスの提供

- ①離島等住民の生活の足の確保
- ②物流サービスの定時性の向上
- ③産業競争力の向上に資する空間の形成
- (1) 物流産業空間の形成
- (2) 既存立地企業の再編、新産業分野の展開等の支援
- (3) 港湾空間の利点を活かした産業空間の形成

3. 循環型社会の構築など環境問題への対応

- (1) 港湾を核とした総合的な静脈物流システムの構築
(リサイクルポートの形成)
(国際静脈物流システムの構築)
(公共事業のリサイクル化の推進)
- (2) 廃棄物処理対策の推進
- (3) 自然環境の積極的な保全・再生・創造

(良好な自然環境の保全、失われた良好な自然環境の再生・創造)

(環境に関する情報発信の一層の充実)

(4) 港湾空間における自然エネルギーの導入

4. 安全で安心な地域づくり

- (1) 地震等災害時における物流及び臨海部防災拠点機能の確保
- (2) 臨海部の生命・財産を守る防災・災害対策
- (3) セキュリティ確保
- (4) 放置艇対策

5. みなとまちづくりの推進

- (地域の生活と産業を支える活力あるみなど)
- (豊かで親しみやすいみなど)
- (地域の個性を活かした美しく文化性に富んだみなど)
- (海洋性レクリエーションや観光を核としたみなど)

○21世紀型港湾行政への改革

1. 港湾行政の改革

- (1) 長期計画のあり方の見直し
- (2) 事業間の連携の推進
- (3) 投資の重点化
- (4) 既存ストックの効用を最大限に発揮させるための取組みの推進

(5) 事業の透明性・効率性等の向上

(6) 国と地方のパートナーシップの充実

(7) 情報の蓄積と開示

2. 広域的、国際的な視点からの港湾行政の展開

- (1) 広域的な観点の導入
- (2) 沿岸域の総合的管理
- (3) 港湾政策の更なる国際的な展開

第一次報告

1 政策の重点分野

- ①地球環境問題等への対応 ②都市再生への対応 ③豊かな地域づくりへの対応
- ④参画社会への対応

2 総合的・計画的な政策運営

政策課題に対処するためには、既存の緑の保全、民有地・公共空間の緑化、都市公園等の整備を含めた都市の緑とオープンスペースを確保するための総合的な政策運営が必要。

○国は緑地の保全や緑化、都市公園等の整備に関する施策などを総合的に進めるための緑とオープンスペースに関わる政策の方針を示すことが必要。

○都道府県においては、広域的な視点に基づく緑地確保のための指針を示し、市町村の緑の基本計画の策定を支援するとともに、一つの市町村を超えるような緑とオープンスペースについてその確保を進めることが必要。

○市町村においては、それぞれの区域における緑とオープンスペースの課題や広域的見地からの課題を踏まえ、緑の基本計画の策定を推進し、それに基づき緑とオープンスペースの確保を進めることが必要。

○緑とオープンスペース確保のための目標・指標(略)

3 緑とオープンスペースの保全・創出

生物多様性の保全等の観点から重要な緑地を保全し、市街地の過半を占める民有地の緑化と河川、道路等公共公益施設の緑化を進め、これらと連携して、都市の緑とオープンスペースのネットワークを形成するよう都市公園の整備を着実に進めることが必要。

○都市に残された貴重な緑の保全の重点

都市に残された緑は自然資源として極めて重要で、できるだけ保全を図ることが必要。その際、広域的な見地からの緑地の保全、緑地保全地区の指定の推進及び適正な管理、風致地区の活用、新たな緑地保全方策の検討等による開発の際の緑地の保全を図ること等が必要。

○民有地と公共空間が共に取り組む緑化の推進

民有地の緑化を進めることが必要。その際、都市の緑のネットワークを形成するよう、民有地の緑化と公共公益施設の緑化とを一体的に進め、緑豊かで調和の取れた街並みの形成を図ることが重要。

○緑とオープンスペースの中核となる都市公園の整備と管理

都市公園は緑とオープンスペースの中核となる施設として、引き続き着実に整備を進めていくことが必要。特に、都市の防災上必要な公園緑地、生物多様性の保全の枢要となる公園緑地、ヒートアイランド現象を緩和する都市構造の枢要となる公園緑地、地域の特色ある自然・歴史・文化的資産の活用を図る公園緑地等の整備が必要。また、その整備の際、地域の実態に即して、他の施設と公園との立体的活用、従来の配置計画標準に則らない柔軟な対応等が必要。

4 多様な主体による緑の保全・整備・管理

○今後の市民参画社会においては、地域のコミュニティやNPO団体とパートナーシップを形成し、また民間事業者との連携のもと、緑地保全、緑化、公園・緑地の整備・管理を進めていくことが必要。

○地方公共団体は、地域の行政主体として、緑とオープンスペースの確保のためのビジョンを示し、その実現を図るとともに、市民と民間とのパートナーシップを進めていくための主体として機能することが必要。

○国は、我が国の都市が抱える緑とオープンスペースの諸課題についての的確に把握し、これに対応した政策目標を示し、それらの早期かつ計画的な実現に必要な措置を講じるべき。

5 緑の技術開発・人材の育成活用

以上のような政策を進めていくために、総合的な見地からの技術開発が必要。

第二次報告（引き続き検討すべき課題について）

1 第一次報告の概要(略)

2 緑とオープンスペースを確保するための中長期的な計画のあり方

新たな社会資本整備重点計画においては、都市公園だけでなく都市における緑地の保全事業も対象として、都市における計画的な緑とオープンスペースの確保を通じて政策目標の達成に努めるべき。

○計画期間においては、都市再生、地球環境問題、豊かな地域づくり、少子・高齢社会等の政策課題に重点を置き、緑地の保全、都市緑化の推進、都市公園の整備等様々な方策を進めることが必要。

○政策の基本指標として、緑地保全地区等の地域制緑地を含んだ公園緑地全体の確保目標量等に国土交通省所管事業による緑地等を含め、水と緑のネットワークの構築に対応した総合的な指標を設定するとともに、個別の政策課題にそれぞれ対応した指標を目標として設定し、その達成を推進することが必要。

○計画の効果的かつ効率的な実施のため、事業・政策間の連携による集中的な取組み、住民、NPO、民間企業等多様な主体による取組み、情報公開、技術開発、人材育成等の取組みが必要。

○国土交通行政全体の「緑の政策大綱」の策定と実現が必要。

3 総合的・計画的な政策運営を推進するため必要な法制度のあり方

第一次報告で提案した事項のうち、公園の計画標準の弾力化、公園施設・占用物件の弾力化、国営広域防災拠点の整備、防災公共施設の整備等の密集市街地対策についてすでに取組みに着手。引き続き以下の課題についての取組みが必要。

○都市緑地保全法と都市公園法の統合

緑地保全・緑化と都市公園の整備を総合的・一体的に推進するため、都市緑地保全法と都市公園法の統合について検討する。

○緑地保全・緑化関連制度

市街地内の緑を増加させるため建築物の敷地や屋上における緑化施設の附置を求める方策、届出勧告制により都市近郊の緑地を保全する方策、地区計画により緑地の保全・敷地の緑化を進める方策、古都以外の市町村における歴史的景観を保全する方策等について検討する。

○都市公園関連制度

効率的な都市公園の整備を進めるため都市公園の区域を立体的に定める方策及び借地公園の活用を進める方策、都市公園管理への住民参加を促進するため公園施設の設置管理規定の弾力化を進める方策、都市公園の住民の利用を確保するため監督処分等の手続の明確化を進める方策、都市公園を活用した歴史的建造物の保存の方策等について検討する。

4 緑とオープンスペースを確保するための行財政支援のあり方

○国として所要の事業費を確保するとともに、地方公共団体に対し必要な行財政支援を継続していくことが必要であるが、投資の重点化・効率化を進めるとともに、緑地保全、緑化等のソフト施策をあわせて進めていくことが必要。

○緑の基本計画の策定の推進とその実現を進めるとともに、防災・国家的事業関連・自然再生等の政策目標を実現するための事業への重点化、明確な事業効果が発現するような事業への重点化、整備が遅れている市町村の事業への重点化、地方が主体的に取り組む事業への重点化等を進めることが必要。

○効果的かつ効率的に事業を進めるため、立体公園等の活用、他事業との連携、民間への支援、PFI事業の活用、コスト縮減、事業評価の厳密な実施等に取り組むことが必要

■ 答申概要

Ⅰ. 転換期を迎えた下水道政策

従来の下水道政策では十分な解決が困難な課題が山積する一方、ストック形成に伴って下水道のポテンシャルは増大するとともに、下水道を取り巻く社会経済情勢は大きく変化している。これらに即応して下水道行政に求められる社会的使命を果たすには、これまでの下水道政策を大きく転換し、新たな方向性を打ち立てる時期にきている。

Ⅱ. 政策転換の視点

下水道の課題に対応し、今後の政策転換を進めていくため以下の視点を設定。

- (1) 国民の視点の重視
- (2) ソフト施策を含めた多様な主体との連携・協力
- (3) 整備の重点化とストックの徹底活用
- (4) グローバル化を受けた国内外での戦略的対応

Ⅲ. 政策転換の方向性とその実現に向けた施策

(1) 流域管理のアプローチによる施策展開

都市型水害、閉鎖性水域における水質改善等に対応するため、

流域内の下水道管理者同士が連合し、さらに住民も含めた他の主体とも積極的に連携して、①共通の理念、目的意識を持ち、②リスク及びその削減に要する負担を分担した上で、③全体としてリスク、負担を最小に抑制しつつ共通の目的達成に向け協調して行動する「流域管理のアプローチ」が求められているところ。

具体的には、

- ・下水道、河川、住民などが連携した流域管理の視点による雨水対策
- ・汚濁負荷削減のため、流域内の新たな費用負担のあり方について調査研究 等

(2) 施設の効率的な整備と管理運営

今後の下水道整備及び管理においては、さらなる効率化が求められているため、

今後の下水道整備及び管理においては、さらなる効率化が求められており、広域化や他の汚水処理施設を含む事業間の連携を一層進める必要があるとともに、民間活力を適切に引き出す仕組みを構築すべき。

具体的には、

- ・広域的な下水汚泥の減量化・リサイクル、都道府県構想の適時適切な見直し
- ・性能発注による包括的な民間委託への転換 等

(3) 下水道のポテンシャルを活用した新たな課題への対応

循環型社会の構築や地球環境問題等の新たな課題に対応するため、

下水道がこれまで蓄積してきた施設ストックを都市内の良好な環境の創出等に活用するとともに、21世紀の新たな課題に対応するため、下水や処理水、下水汚泥を有価物あるいはエネルギー源として積極的に活用すべき。

具体的には、

- ・未利用エネルギーの積極的な回収等、下水道のポテンシャルの徹底的な活用 等

(4) 国際化に向けた官民の積極的な対応

今後の水処理分野におけるグローバル化に対応するため、

行政と民間が積極的に連携し、総合的なマネジメントを重視した国際貢献を推進すべき。また、国際的な規格化の動向に積極的に対応すべき。

具体的には、

- ・発展途上国に水処理分野の国際貢献における官民の連携 等

IV. 都市再生において展開すべき下水道政策の基本方針

(1) 都市形態の変化への対応

都市の将来像を描く都市計画及びその関連事業と密接かつ強力に連携し、新たな視点から中長期的な時間軸を捉えた下水道計画の立案及び施設整備が必要。

(2) 再開発等と連携した下水道の再構築

都市の内部形態の変化に対応し、都市再生に関連する他事業と十分に連携しつつ、機能向上の観点から踏まえた下水道システムの再構築が必要。

(3) 下水道から提案する都市再生

都市基盤を支える基本的な機能の充実に加え、都市の利便性や魅力を向上させるものとして、下水道の視点から積極的にまちづくりを発信。

V. 下水道の整備と管理の重点化の方向

(1) 汚水処理の普及

中小市町村を中心に普及が後れている地域を対象に、優先的に整備すべき。等

(2) 雨水対策

地下空間の利用が進んだ地区や交通結節点のように、浸水に脆弱で都市機能が高度に集積した地区から重点を置いて進めるべき。等

(3) 公共用水域の水質保全

総量削減計画や湖沼水質保全計画等の対象地域、重要な水道水源に影響を及ぼす地域等の下水道事業を重点的に推進すべき。等

(4) 合流式下水道の改善

当面の改善策として、(a)汚濁負荷量を分流式下水道と同程度以下に削減、(b)越流回数を半減、(c)きょう雑物の流出防止、を目標に、概ね10年で緊急的に改善すべき。等

(5) 下水汚泥の減量化・リサイクル

下水汚泥の減量化及び有効利用に関する計画に基づき、複数の市町村あるいは都道府県が行う広域的な下水汚泥処理事業を重点的に推進すべき。等

(6) 施設の再構築

再構築の対象施設の機能に対応し、それぞれの特徴に応じた重点化を図るべき。等

(7) 維持管理

包括的な民間委託等を進めるための支援策を強化するとともに、広域的な維持管理体制の整備を重点的に進めるべき。等

(8) その他

下水道の整備と管理の重点化、コスト縮減、循環型社会の構築、地球環境対策等に資する技術開発を重点的に推進すべき。また、下水道サービスの国際的な規格化の動向に積極的に対応すべき。等

VI. アウトカム指標を踏まえた整備目標のあり方

① 全国的な整備水準を表す指標

下水道処理人口普及率、下水汚泥リサイクル率等、下水道の機能ごとに全国的な整備状況を表す指標を提案。

② 下水道以外の施策と連携した指標

三省による汚水処理施設の整備、河川と連携した床上浸水解消等、下水道以外の施策と連携・協力し、下水道の本来の役割を包含した指標を提案。

③ それぞれの地域や箇所において設定される指標

地域特性や下水道の整備状況によって必要な施策は多様であり、それぞれに対応した指標を独自に設定すべき。

河川分科会 答申概要

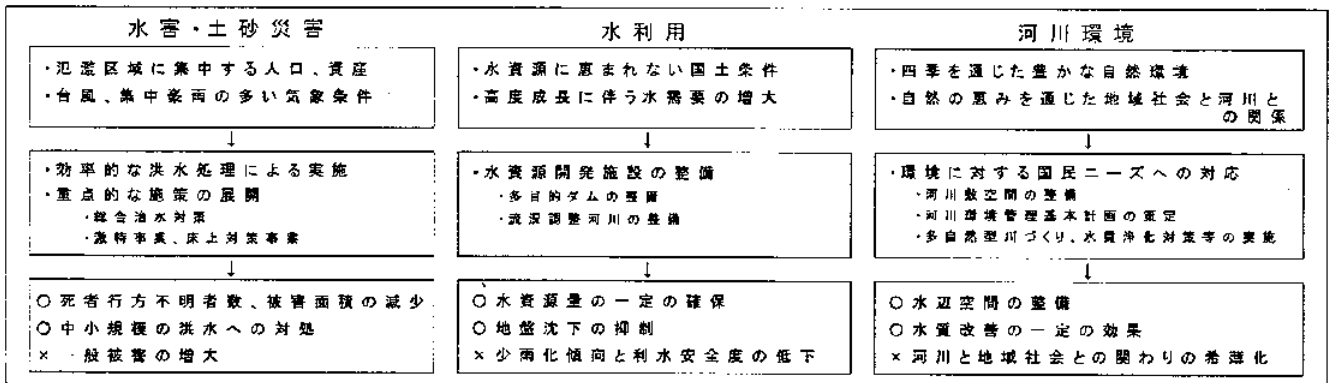
～新しい時代における安全で美しい国土づくりのための治水政策のあり方～

【河川分科会 審議経緯】

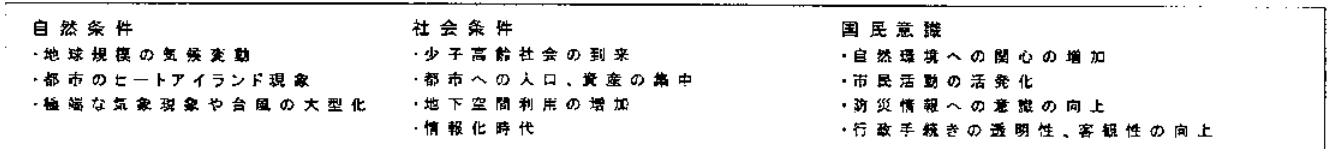
- ・平成14年 4月 4日:最近の河川行政について
- ・平成14年 5月21日:最近の治水事業の取り組みについて
総合治水対策の現状と課題
- ・平成14年 6月 6日:最近の河川環境施策等について
- ・平成14年 7月11日:中間とりまとめ(案)について
- ・平成14年 8月13日～9月17日:中間とりまとめに対するPI
- ・平成14年10月 3日:中間とりまとめに対する主な意見について
- ・平成15年 2月 4日:河川分科会答申(案)について

I. はじめに

(1)従来の治水政策の効果と課題

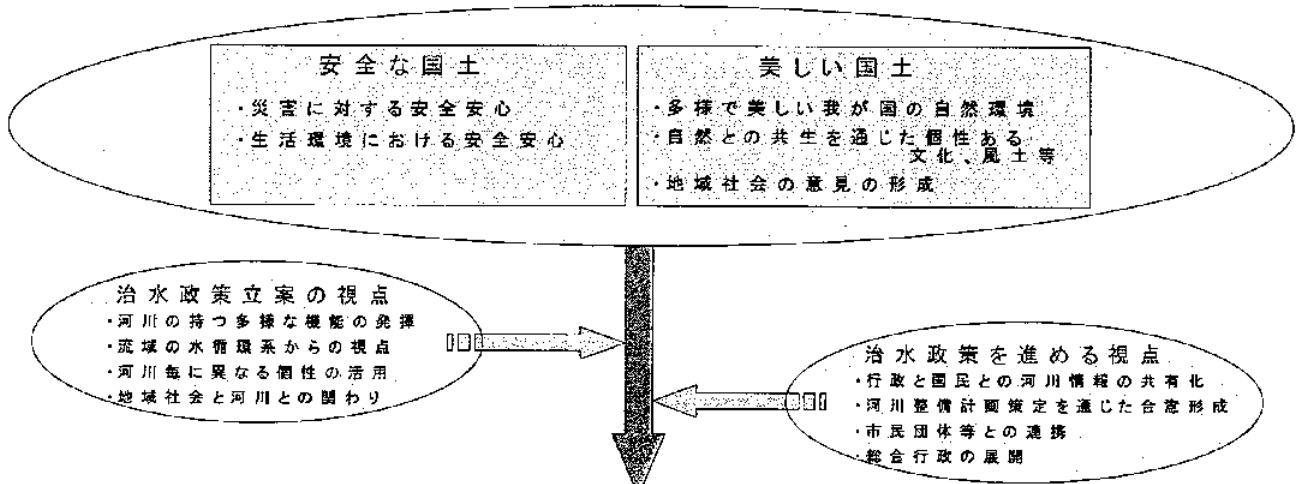


(2)新たな時代の要請と治水政策上の課題



II. 新しい時代における安全で美しい国土づくりのための治水政策のあり方についての基本的考え方

国土とは：単に大地のみをさすのではなく、そこで人間や他の動植物が生きる有機的な空間であり、その営みまで含んだ複合体



新しい時代における安全で美しい国土づくりのための治水政策

※治水政策とは：治水、利水、環境に関わるハード・ソフト一体となった総合的な施策

Ⅲ. 主要な施策展開

安全で安心できる国土づくり

(1) 流域・氾濫域での対応を含む 効果的な治水対策の実施

- ・総合的な治水対策の枠組みの検討
- ・都市計画、下水道、公園行政等との連携の強化
- ・下水道ポンプとの運転調整
- ・既存調節池の位置付けの明確化
- ・輪中堤、宅地嵩上げ等の対策の実施
- ・豪雨時の森林からの流木への対応
- ・流域の特性に応じた治水対策の選択

(2) 治水施設の信頼性の向上と 治水事業の一層の効率化

- ・治水施設の機能の維持・向上
- ・事業箇所の一層の重点化
- ・既存治水施設の有効活用
- ・コスト縮減

(3) 被害最小化のためのソフト対策

- ・わかりやすい防災情報、濁水情報の提供
- ・浸水想定区域の公表
- ・ハザードマップ作成と周知の支援
- ・水害リスク情報の開発
- ・地下空間での浸水対策の推進
- ・土砂災害危険箇所の増加抑制
- ・防災関係機関、利水者との連携

(4) 安心できる生活環境

- ・安全な水の確保
- ・災害弱者への対応

(5) 危機管理施策の推進

- ・高規格堤防整備、異常濁水対策、
火山砂防対策

美しい国土づくり

(1) 河川等を活かした 地域づくり等の支援

- ・地域のアイデンティティ機能の発揮
- ・歴史、文化、風土を活かした河川整備
- ・河川を活かしたまちづくり
- ・都市計画行政等との連携
- ・水辺都市再生の推進
- ・都市周辺のグリーンベルトの整備
- ・景観に配慮した良好な水辺空間の整備
- ・火山地域等の観光地の安全の確保

(2) 自然再生への取り組み

- ・河川の持つ良好な自然環境の保全・再生
- ・アダプティブマネジメント手法の採用
- ・専門家、市民団体等との連携

(3) 水環境の改善を通じた 川らしさの確保

- ・維持流量の確保
- ・河川のダイナミズムの復元
- ・一層の水質改善への取り組みの推進
- ・流域の貯留浸透によるうるおいのある川
- ・流域の土砂管理による河床等の保全

(4) 環境学習等への支援

- ・環境学習の場としての水辺の提供
- ・ホームページ等による情報提供

(5) 適正な河川利用の支援

- ・安全性確保のための市民団体等との連携
- ・河川利用者間の調整の支援

今後の治水事業の展開に向けて

(1) 総合的な水行政の展開

- ・流域を基本単位として総合的な水行政
- ・水循環の健全化の視点
- ・総合的な水管理のための枠組み

(3) 治水事業のさらなる効率性の 向上を目指して

- ・降雨の予測による、より正確な施設運用
- ・気象予測の研究・開発
- ・リスク管理に関する研究

(2) 河川環境の整備と保全に 関する目標の検討

- ・河川や流域毎に異なる環境の目標
- ・河川環境の構造的な把握
- ・治水計画への反映

(4) 地球規模の気候変動等への対応

- ・洪水と濁水の多発化への対応
- ・地球温暖化による影響
- ・海面上昇に伴う治水計画への影響
- ・大都市のヒートアイランド現象による影響

「21世紀の土砂災害対策を考える懇談会」提言の概要 <急傾斜地崩壊対策事業分野を中心に>

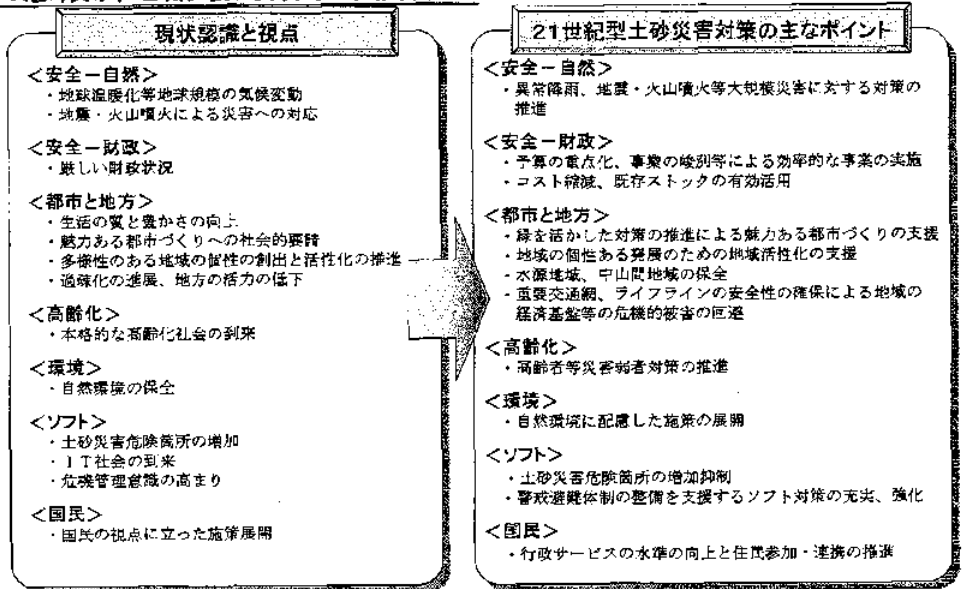
1. 「21世紀の土砂災害対策を考える懇談会」の開催経緯等

21世紀の安全で美しい国土づくりに向けて、土砂災害対策全般にわたり、今後の基本的政策の立案等に資するため、学識経験者や一般有識者等により構成される「21世紀の土砂災害対策を考える懇談会」（以下、懇談会という。）を平成14年4月より開催。全5回の検討を経て、平成15年2月に提言としてまとめられたところ。

なお、中間報告に関しては、国土交通省本省及び地方整備局において、インターネット等を利用し、国民からの意見を聴取。

2. 懇談会提言の概要<急傾斜地崩壊対策事業関係>

急傾斜地崩壊対策を含む土砂災害対策について、以下の主要な施策をもとに、総合的かつ計画的に推進する。なお、以下の施策を推進する上で、事業効果について、可能な限りアウトカム指標等で表現することにより、わかりやすい事業の説明に努める。



①安全・安心の確保

頻発する急傾斜地の崩壊等による土砂災害から国民の生命・財産を守るため、事業箇所の重点化・優先度等に基づき土砂災害対策を計画的に推進し、事業効果の早期発現に努める。また、新技術・新工法の開発等によるコスト縮減の推進等により、質の高い効率的な事業を展開する。

②魅力ある都市と個性ある地方のまちづくりの支援

重要交通網等のライフラインを保全する土砂災害対策を推進するほか、都市や地域の有する歴史・文化等に配慮した対策や観光産業等地域の産業基盤等の安全を確保する上で必要な対策を推進する。

③誰もが安心して暮らせる生活の実現

土砂災害の犠牲となりやすい高齢者等災害弱者に配慮した対策を推進し、高齢者等が安全に暮らせる生活の実現を図る。

④豊かな環境の社会の実現

緑を活かした事業を展開することにより、緑の連続性を確保し、生活空間における良好な自然環境・景観の維持・保全を図る。

⑤ソフト対策の充実、強化による総合的な土砂災害対策の推進

施設整備にあわせ、土砂災害防止法等に基づく土砂災害警戒区域の指定により、住宅等の新規立地抑制を推進するほか、行政と住民との双方向性を確保した迅速な情報提供、警戒避難体制の整備等のソフト対策を推進する。

⑥住民参加・連携の推進

地域住民やNPO等による防災に関する地域活動を支援するほか、関係機関のみならず、地域社会、市民団体と連携した効率的な事業の展開を推進する。また、広報活動や防災訓練等を通じ、土砂災害に対する意識の高揚を図る。

「中期的な展望に立った新しい海岸保全の進め方検討会」(概要)

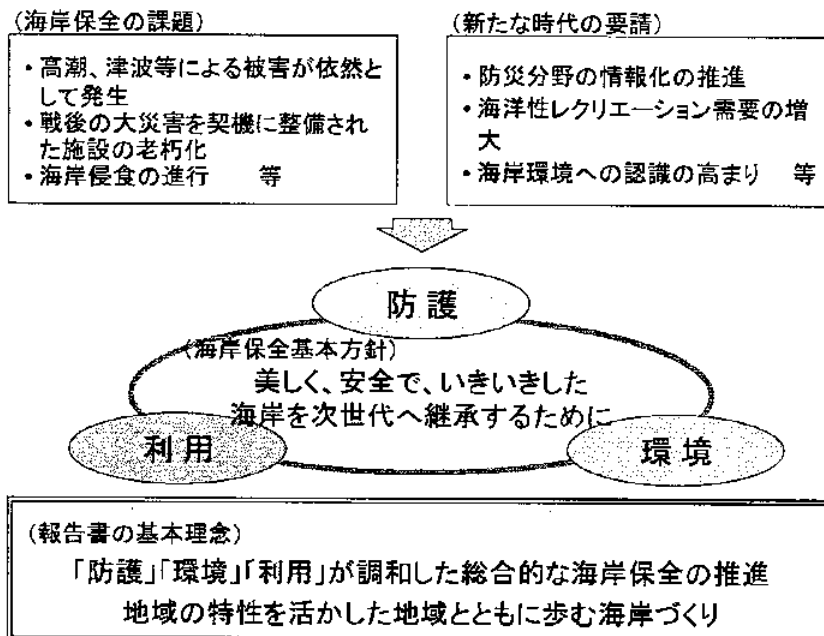
【検討会での審議結果のポイント】

- 改正海岸法、海岸保全基本方針の『美しく、安全で、いきいきした海岸を目指して』を基本理念としています。
- 海岸の保全は、国と地方の適切な役割分担の下、地域住民やNPO等と連携して行うこととしています。

検討会での審議結果の概要

(1) 海岸保全の課題、新たな時代の要請

海岸保全基本方針の『美しく、安全で、いきいきした海岸』を基本的な理念として、災害からの海岸の防護、海岸環境の整備と保全及び海岸の適正な利用を図り、これらが調和するよう総合的な海岸の保全を進めます。



(2) 海岸保全に関する政策目標

海岸保全の課題や新たな時代の要請に応えていくため、国と地方の適切な役割分担の下、地域住民やNPO等と連携しつつ、以下の政策目標を可能な限りアウトカム指標で表現し、主要な施策を実施します。

政策目標[アウトカム]	政策目標の実現のための方策
<p>人々は、津波、高潮、波浪、侵食などによる生命・財産・生活に関する被害が軽減される。</p>	<p>(1)津波、高潮、波浪に対する防護のために必要な施設により、生命・財産についての所要の安全性が確保される。</p> <p>(2)必要な情報が公開・伝達されており、住民・海岸利用者は被災を軽減するための適切な行動をとることができる。</p> <p>(3)侵食に対する防護が行われ、貴重な国土が保全される。</p> <p>(4)大規模な地震にも耐えて機能を保持する施設により、生命・財産について所要の安全性が確保される。</p>
<p>人々は、人の暮らしと自然環境が調和した豊かで美しい海岸環境を享受し、それを後世に伝えることができる。</p>	<p>(5)海岸が持つべき豊かで美しい環境が保全・回復される。</p> <p>(6)海辺に親しめる環境が充実し、住民の日常生活に潤いを感じられる。</p> <p>(7)レジャー、スポーツ、自然体験等、多様な海岸利用を楽しむ場が充実する。</p>

※:「所要の安全が確保」されているとは、各地域において、信頼できる実測値や近隣陸地等で気象及び海象の諸条件が類似した箇所の実測値または気象資料等に基づく推算値等により、適切に想定、推算した計画外力に対する安全が確保されていることをいう。

(1)~(4) :政策目標の実現に国が主体的な役割を果たすもの、
 (5)~(7) :政策目標の実現に、国と地方が一体となって取り組むもの、
 (1)~(7) :政策目標の実現に、地方が主体的な役割を果たすものを表している。

※目標に関する具体的な数値については、関係機関との調整後、設定されることになります。